

「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会」

(令和2年度第3回)【議事要旨】

1 開催日時

令和3年3月16日(火) 午後2時00分から午後4時00分まで

2 開催場所

WEB会議

(東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 中央合同庁舎第2号館3階 総務省 消防庁第一会議室)

3 出席者(敬称略 五十音順)

座長 吉井 博明

委員 小笠原 雄二、小川 晶、柏原 研一(長谷川 清美 委員代理)、加藤 正樹、
佐藤 義信、清水 秀樹(石油連盟)、鶴田 俊(書面審議)、沼尾 波子、平野 祐子、
松井 晶範、松尾 達宏、三宅 淳巳、森泉 直丈

オブザーバー 松浦 哲哉

4 配付資料

資料3-1 営業時間外におけるスペース活用の検討

資料3-2 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方
に関する検討報告書(令和2年度)概要

資料3-3 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方
に関する検討報告書(令和2年度報告書)(案)

参考資料3-1 検討会(第2回)議事要旨

参考資料3-2-1 地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討(1)
(WG資料3-1-1 一部修正)

参考資料3-2-2 地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討(2)
(WG資料3-1-2 一部修正)

参考資料3-3 移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所に係る検討
(WG資料3-2 一部修正)

参考資料3-4 セルフ給油取扱所におけるAI等による給油許可監視支援
(資料2-1-2 再掲)

参考資料3-5 屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和(WG資料3-3 一部修正)

参考資料3-6 過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方
に関する検討報告書(令和元年度報告書)

5 議事

議事概要については以下のとおり

(1) 議事1「技術ワーキンググループにおける検討について」

技術ワーキンググループにおける検討結果（①屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和、②セルフ給油取扱所におけるA I等による給油許可監視支援、③地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討、④移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所に係る検討）について、資料3-2及び参考資料3-2-1から参考資料3-5までにより事務局から説明が行われた。

質疑等の概要については以下のとおり。

【座長】 質疑に先立ち、技術ワーキンググループ（以下「技術WG」という。）における検討結果について、技術WG座長の三宅委員から補足説明をお願いしたい。

【三宅委員】 技術WGにおける議論は、事務局からの説明のとおり、幾つかのポイントで議論してきた。その中で、「セルフ給油取扱所におけるA I等による給油許可監視支援」の検討については、令和2年度第2回検討会（親会）において、御承認いただいたものと認識している。第3回技術WGでは、その他残りの検討（「屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和」、「地上タンク等を設置する給油取扱所に係る検討」、「移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所に係る検討」）を中心に議論し、あくまでも技術的な観点から、法令にのっとり技術的な安全要件が満たされるのかどうかということが議論のポイントとなっている。

また、①過疎地対策であるということ、②自然災害対策などより大きな社会的な、特に地域社会でのリスクというものを考えたときに、どこまで許容できるか、あるいはどこまで現行の基準で読み込めるのかということ、③現行の法令等の技術基準と同等の安全性の担保をもって認めることを可能とするものの3つの視点からなど様々に議論を行ってきた。その結果として、事務局からの説明（資料3-2及び検討報告書）のとおり結論を導いたということになる。すなわち、現行の法令等の技術基準の枠組みの中で要件を整えることによって、これまでと同等の安全性が担保できるという結論を導いたということである。

特にキャノピー制限の緩和に関しては、詳細な計算によりその安全性の確認に至ったものであるが、数値計算というものは、前提条件、モデル設定、支配方程式、地域特性を含めた環境条件などの諸条件がその結果に大きな影響を与えるものである。したがって、当該設定条件においての計算では安全性が確認できたものであるが、今回と

異なる設定条件における安全性の判断に関しては、十分な検証ができていないとまでは言えない。今回の検証条件に該当しないものに関しては、別途、個別の計算による検証を必要とするということとその要件に加えていることから、キャノピー制限の緩和に関する検討については、技術WGとしては問題ないものと結論付けた。

【座 長】 議事1についての質疑・意見等に先立ち、2点確認したい。まず、「地上タンク等を設置する給油取扱所」及び「移動タンク貯蔵所と可搬式給油設備を接続した給油取扱所」に関しては、過疎地に限定するものとされているが、当該「過疎地」は、経済産業省の定義する「過疎地」を指しているのか。次に、「屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和」におけるシミュレーションについて、どの程度の精度で実施されたのか、以上2点について確認したい。

【事務局】 「過疎地」については、経済産業省の定義する「過疎地」及び過疎法上のいわゆる一般的な「過疎地」（一般住宅への影響が少ない地域）まで含まれるものと考えている。

シミュレーションの精度については、実火災をシミュレーションにより再現し、当該データに基づき、シミュレーションによる検証を実施したため、実火災に近い状況を反映・再現できているものと考えている。また、燃焼条件については、適切な可燃物の管理により火点の付近に他の可燃物がなく燃焼している危険物以外に他の延焼危険はないという条件の下実施した。現状のガソリンスタンドにおいて適切な可燃物の管理がなされているという条件では、相当の精度があるものと考えている。

【座 長】 そのほかに議事1について、質疑・意見等はいかがか。

【委 員】 「過疎地」の定義については、大変気にかかっている。というのも、令和3年4月1日から新過疎法が施行されることになるが、今般、市町村合併などの関係により、「一部過疎化」や、「みなし過疎」というものがあり、例えば、明らかに人口密度が低いところであっても、一定の財政力があることにより過疎地の指定から外れてしまうなどの事態が考えられる。今般のSS過疎地の中に保護法が網羅されているということだが、本当に支援が必要な地域が過疎指定の網から外れてしまい、その適用を受けることができないということがないようにしていただくよう、過疎地の網のかけ方について確認したい。

【事務局】 危険物保安上、給油取扱所における専用タンクは地下タンクとする方が、本来的には望ましいが、過疎地等において地下タンクの設置・維持が困難で、地上タンク等の方策によらなければ、今後、適切な燃料供給体制の維持が困難と考えられる地域（過疎地）を対象にすることを前提として考えている。また、さらに非常に厳しい条件の下で燃料供給を行わなければいけない地域までを含めて、便宜上「過疎地」と一括りに呼んでいる。よって、只今の御指摘のような財政力に余裕がある地域については、

現行法令に従う（地下タンクとする）方が、自然災害リスク等を踏まえるとより安全であり望ましいものと考えている。

このことについては、時代や社会状況等の変化に合わせての対応が必要と考えており、状況に応じて改めて議論をしていきたい。まずは今回、地下タンクの設置・維持が困難な過疎地等の地域に限るものとの認識でいる。そうした過疎地の網掛けについては只今いただいた御意見等を踏まえつつ、とりまとめさせていただいた。また、今後の実情も踏まえ、改めて整理して参りたい。

【委員】 財政力が0.7として、例えば、浜松市では、その中心部は都市部であるが、郊外は過疎対策自立促進法の指定地域となっているなど、一括りに考えるには厳しいものがある。このような浜松市のようなものは日本全国に点在しているものと考えられる。これらについては、どう考えるのか。つまり、財政力要件があるということは、ある程度余裕があるというふうに、自治体の平均値では判断できない部分があるのではないか。しかし、その趣旨は理解できる面もあるため、状況を見ながら、今後必要なときに改めて議論を行っていただきたい。

【座長】 ありがとうございます。

特例適用の際の手続についてはどうか。

【事務局】 基本的な手続としては、市町村長（その事務を行う消防本部）において判断していく形になり。売木村の場合においては、消防庁も支援しながら個別に判断したものである。今後の、特例の適用に当たっては、基本的な根幹となる基準を本検討会においてとりまとめ、それを通知等に反映し、各消防本部が判断しやすいよう特例基準として示していきたい。

実際の安全対策等については、各消防本部で確認・判断することになるが、その際の判断基準について今回とりまとめさせていただいた。当該基準による判断に迷うような個別の案件については、今後も必要な支援等を行って参りたい。

【委員】 キャノピーの制限緩和に関しては、シミュレーションを実施した上で、キャノピー面積を拡大したとしても十分な安全性が得られていることは理解できたが、昨今の想定外の暴風雨や積雪等自然災害に対する安全性や構造的な基準についてはどう考えているのか。

【事務局】 給油取扱所のキャノピーと災害との関係について若干補足すると、まずは、今回のシミュレーションの目的は、火災時における延焼拡大危険及び避難困難性の観点から実施したものであり、この点に関しては安全上問題がないことを確認し、構造的な要件は除いて実施したものである。

暴風や積雪等自然災害に対する構造的な安全性については、基本的には、建築基準

法や自主的な対応により図られているものと考えている。また、近年、自然災害も激甚化していることから、これらに対応するため、既に「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」において対策等の検討を行ってきた。これまで、強風、積雪によりキャノピーが損傷する事例は非常に限られている。

【委員】 ありがとうございます。今後予想されるような大規模な自然災害においても被害が起こらないよう、配慮いただきたい。

【事務局】 この件については「危険物施設の風水害対策のあり方に関する検討会」等においても検討して参りたい。

【委員】 キャノピーの強度に関して補足すると、給油取扱所のキャノピーは建築基準法に基づいた上で建築されており、私の知る限りでは、看板の落下等の損壊以外には、暴風雨や積雪等により損壊した事例はない。ただし、津波の際には、傾いたりしたものもあったが、給油取扱所の建屋やキャノピーの上に避難して助かったという事例もある。このような経験からも、構造上は大きな問題はないものとする。

(2) 議事2「親会における検討について」

資料3-1により「営業時間外におけるスペース活用の検討」について、事務局から説明が行われた。

質疑等の概要については以下のとおり。

【座長】 議事2についての質疑・意見等に先立ち、1点確認したい。

先ほどの津波の避難に絡み、現在、給油取扱所を指定緊急避難場所あるいは指定避難所として利用されている例はあるのか。

【事務局】 基本的には、給油取扱所を指定避難所等として指定されることはないものと考えている。指定避難所等は公共施設等を使うのが一般的である。民間の建物については、まず指定避難所等に移動しなければならなくなる前の一時的な避難場所として活用するというのが一般的ではないかと考える。一般的な給油取扱所については、建築物等の面積も大きくはないため、指定避難所等としての利用は難しいものとする。ただし、場所・立地の観点から、津波等の自然災害時等において一時的な避難場所としての利用ニーズについては把握している。

【座長】 緊急避難場所として一時的な利用としては問題ないとしても、指定までは難しいということか。

【事務局】 面積、設備的にも難しいものとする。

【座長】 承知した。

そのほかに議事2について、質疑・意見等はいかがか。

【委員】 現在、多文化共生政策や労働力も含め、今後多くの海外からの人の流入が考えられる。外国人への安全対策という意味での、例えば多言語対応や国際標準の表示（ピクトグラム）などの対策についてはどう考えているのか。

【事務局】 今回の検討については、まず一般的な原則として示したものであり、外国人など特定の者を対象にしたものであれば、そのような対応も必要と思われるが、今回の検討については、主に技術的観点から一般的な安全対策を優先して議論してきた経緯があり、その点に関しては不十分な面もある。実情を踏まえて、外国人など様々な人々にも直感的に伝えられる表示（ピクトグラム）等の活用を促すなど、フォローして参りたい。

【委員】 承知した。

【座長】 そのほかの質疑・意見等はいかがか。

【委員】 キッチンカーというのは、LPガスコンロなど実際、直火を使ったようなものが現にあるということか。また、火気の使用の制限に関する考えはどうか。例えばイベント等においてバーベキューあるいは喫煙等の直火の使用の制限についてどう考えているのか。

【事務局】 カレーを販売するなど、IH、電子レンジなど温める機能を持った電気機器を使用するキッチンカーと把握している。

基本的には、危険物施設においてバーベキューなどの直火を使用することは、火気の適切な管理という観点からは望ましくないもののため、只今の御意見等も踏まえ、適切な火気の管理についての項目を加え、資料及び報告書にも反映したい。

【委員】 屋外の催しに係る条例の届出に当たっては、イベントの主催者側と給油取扱所の契約や覚書にかかわらず、事故・火災危険が起こるようなことがあってはならないものとする。屋外の催しに関しては何かしらの制限を設け、明確にすべきではないか。

また、営業時間内外の分類については、営業時間内であっても、営業時間外の欄に記載の用途も認められてもよいのではないか。しかし、ネットカフェについては、用途として適当であるかは疑問がある。これは、今後、給油取扱所の建築物が大規模化していった場合、様々な用途が給油取扱所に無制限に入り込んでしまうことを懸念している。用途については、何かしらの考え方や基準を示していただきたい。要は、火気の使用を伴わないものは全て可といった判断基準などを示していただきたい。また、スポーツ観戦のパブリックビューイング等についても人数制限等が必要と考える。

【事務局】 営業時間内外の分類については、便宜的に整理したもののため、営業時間外のニーズであっても当然に営業時間内においても利用されることは十分考えられる。

ネットカフェ等不特定多数の利用については、収容人員または利用者数の制限・管理、避難及び連絡体制などの安全管理策が重要であると考えている。

【座 長】 火気そのものの使用の禁止についての項目を直接的に盛り込むべきでなはいかという御意見と思われるが、これについてはいかがか。

【事務局】 火気管理については、事故防止の観点から資料及び報告書に明記したい。

【座 長】 承知した。

【事務局】 火気について、若干補足すると、現在、給油取扱所において、災害時の機能維持という観点から自家発電機（設備）の整備が進んでおり、これも広義の意味では火気に該当する。しかし、震災等の災害後でも給油を継続していくことは社会的に非常に重要な機能とされている。一律に火気の使用を全て禁止とすることは、災害時の燃料供給にも支障をきたすおそれがある。これらのことも考慮し、補足していきたい。

【座 長】 一般的に火気の使用は禁止だが、例えば、災害時等において、引火のおそれがない場所で使用するなど、適切な条件の下、非常用発電機等を使用することは例外とするとの理解でよろしいか。

【事務局】 そのとおり。ニュアンスとしては、それが適切と考える。

【委 員】 現状、法令で認められた店舗、飲食店、展示場の用途の中で、火気を使う分には、給油取扱所側の管理の下火気を使用している。それが給油取扱所の営業時間外等において、イベントの主催者側が火気を使用する場合に、どこまで給油取扱所側が管理し、施設の安全を担保できるのか懸念する。

【座 長】 当該火気の使用の制限に関しては、最終報告として追加し、資料、報告書に記載することとする。

そのほかの意見等はいかがか。

【委 員】 避難及び連絡体制について、この連絡体制というのは、具体的にはどの連絡体制を言うのか。

【事務局】 この連絡体制とは、給油取扱所と利用者側との間における連絡体制を念頭に置いている。どちらかといえば避難のほうに重きを置いているので、基本的には避難の観点から項目としてまとめたものである。連絡体制については資料の修正等により改めて調整させていただく。

【委 員】 承知した。連絡先に関して、過去、消防署の加入電話を記載していたため、迅速な119番通報に支障を来した事例があったものと記憶している。表示については緊急連絡先にくわえ、火災事故時には単純に119番通報のみの記載とした方が、原則、危険物保安監督者の立ち会いを前提にしていることからより安全と考え、確認させていただいた。

【事務局】 連絡体制については削除し、最終報告を作成する。

(3) 議事3「過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討報告書（令和2年度）（案）」について

資料3-2及び資料3-3により事務局から説明が行われた。

質疑等の概要については以下のとおり。

【座長】 2年間の総まとめの報告書に関して、質疑・意見等いかがか。

【委員】 屋外給油取扱所のキャノピーの制限の緩和に伴い、既存の屋内給油取扱所の内、新たに屋外給油取扱所となるものへのフォローに関して、今後どのように整理していくのか、あるいは、どういう手順で区分を変えていくのか。

【事務局】 このキャノピー制限の緩和については省令改正の必要があることから、報告書の公表後、速やかに省令改正等の手続きに入りたい。現状、キャノピー面積比が3分の1超3分の2以下となる屋内給油取扱所は、正確には把握していないが、それほど多くはないものと考えている。この取扱いについては、屋内給油取扱所、屋外給油取扱所問わず、基本的には問題ないものと考えている。現在3分の1超3分の2以下に該当する屋内給油取扱所が、改正後の屋外給油取扱所としての取扱いについては、屋内給油取扱所は、屋外給油取扱所に比べて、規制が厳しいものであるため、これを、より規制が緩い屋外給油取扱所として取り扱う分には特段大きな問題はないものと考えている。一方で、今後、屋内給油取扱所を屋外給油取扱所に変更したいという場合には、個別の審査は困難とも予想するため、このような事例があった場合には、適切なタイミングで対応して参りたい。今後、事例等を確認しながら、必要なフォローをして参りたい。

【座長】 そのほかの意見等いかがか。

【委員】 屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和について、一定の条件を満たしたものについては、一律に3分の2以下にまで緩和、特殊な条件の場合は、別途個別に評価し判断するとのことであるが、一律に緩和できるものと個別に評価が必要なものとの、境界線ないしは判断基準について、今後明確にしていきたい。

【事務局】 個別に評価が必要なもの等の特殊な事例については、今回実施したシミュレーションの方法等について、省令改正の際に通知等により補足する必要があると考えている。この中で、検証方法及びその考え方について、補足説明していきたい。

【委員】 承知した。今回は極めて基本的なモデルで検証しているが、例えばほかの要件として、過去、不適切な通気管の配置により火災に至ったという事例もあったため、通気管の先端の位置などについても配慮した検証となるようお願いしたい。

【事務局】 基本的に、屋外給油取扱所のキャノピー制限の緩和に関しては、ターゲットを明確にして検証を行ってきたが、特に可燃性蒸気に関しては、今後、様々な実情・実態を踏まえ、継続した取り組みが必要と考えている。状況等踏まえ必要に応じて改めて検討して参りたい。

【委員】 承知した。

【座長】 ほかに質疑・意見等はいかがか。

まとめに「必要に応じて」とあるが、これはいつ、どのような段階を考えているのか。

【事務局】 基本的には、この「必要に応じて」とは、「省令改正後の実情」や「具体的な要望」を念頭に考えている。今後の方針についても、検討報告書でとりまとめたため、今後も適切にフォローしながら、または必要な改正等も行いながら、これらの対策を進めて参りたい。経過を見ながら、追加の検討が必要になれば、別途検討の場を設けるなども必要と考えている。

【座長】 承知した。

(4) 議事4「その他」事務局から2年間の総括としての説明が行われた。

【事務局】 検討会全体を振り返ると、令和元年度の検討については、主に総論、全体の枠組みについて整理し、消防法令上及び危険物保安上の技術的な検討及び過疎地対策の両方の性質を併せ持った検討テーマのため、そういう意味では、検討の理念をまとめていく作業からは始まり、各論ベースの部分では、特に現状の給油取扱所の効率化、多角化に資する、非常ニーズの高い2つの項目について先行して取りまとめた。令和2年度の検討については、令和元年度に抽出した課題の残りの部分について各論ベースで検討し、一定の結論を導き出すことができたものとする。しかしながら、一部、整理し切れない部分もあり、その部分については引き続き、消防庁として対応を検討していく必要がある。また、キャノピー制限の緩和や、複数の23条適用に触れている部分については、できる限り早期に措置する必要があるものと考えている。

一方、政府全体の方針として、カーボンニュートラルに向けた新たな強い動きが見られ、過渡期であったガソリンスタンドを取り巻く環境は、さらに加速し、急激な変化に見舞われている。

検討当初においては、地上タンク、あるいは移動タンク接続型のものについても、当面の過疎地に適したソリューションとしての運用ニーズが一定程度はあるものが見込んでいたが、カーボンニュートラルに向けた方針により、急激な社会的変化により、

今回様々に検討した方策の中で今後のガソリンスタンドの存続にとってフィットする方策であるかどうか、非常に見通しが立ちづらい状況になっている。そういう意味も含め、地上タンク、移動タンクについては、まずは一度、政令23条の運用の中でスタートさせ、様子を見ながら、人材確保の面も含め、現行基準の中での運用に不都合・不具合等出てくるようであれば、改めて様々な検討を加えた上で必要な措置を講じていくことが適当ではないかと考えている。

また、別用途の部分の拡大の懸念に関しては、あくまで危険物施設が主、石油類の貯蔵・取扱いが主で、それ以外の事業が従の関係として取り扱うことが、この検討会の場においては、暗黙のコンセンサスとして働いていたものと思われるが、現在、給油取扱所関係者からの話を聞く限りでは、収入、業務量、施設設備等における石油類の占める割合が低下してきているように感じる。

危険物保安の観点から言えば、専用の施設であることが望ましいが、一方で、社会的観点からエネルギー供給を途絶えさせるわけにはいかない状況においては、どうバランスを取っていくのが一番適切であるかということは、今後も引き続き注視していく必要があるものとする。報告書末尾に関しては、そのようなニュアンスも含めて記載させていただいた。

検討会としては本日で最後となるが、ガソリンスタンドと過疎地の問題については、今後も何らかの形で様々な議論が必要になってくるものと思われる。

今後も委員の皆様には御相談等含めて引き続きよろしく願いいたしたく、最後の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【座長】 それでは、資料3-3の検討報告書については本日、詳細に一字一句の検討までには至らなかったため、一読いただき、追加のコメント、意見等あれば、事務局へお寄せいただきたい。その後の取扱いについては、座長に一任とさせていただきます。

それでは、2年間にわたって御検討いただいたこの審議の全てを終了とする。2年間にわたって、コロナ禍での大変な状況の中、ありがとうございました。

【事務局】 それでは、以上をもちまして、過疎地域等における燃料供給インフラの維持に向けた安全対策のあり方に関する検討会を閉会します。長きにわたる御審議、御協力、誠にありがとうございました。

(5) 検討会後追加意見

【委員】 検討報告書、34ページ中、「荷卸し用のポンプ設備を設ける」場合、荷卸し中にポンプが停止すると逆流により漏洩が起きる可能性があることから逆止弁等の安全装置が必要ではないか。

【事務局】 いただいた御意見を参考に、地上貯蔵タンクには液体の危険物を移送する配管とタンクとの結合部分の直近に、非常の場合直ちに閉鎖することができる弁（逆止弁等）を設けることとする。

＜参考＞ 地上貯蔵タンクを設置する場合の技術的な要件（抜粋）

危険物の規制に関する政令第12条第1項第10号は以下の通り読み替える。地上貯蔵タンクの弁は、危険物の規制に関する政令第11条第1項第11号に掲げる屋外貯蔵タンクの弁の例によるほか、配管の破損等により危険物が漏れるおそれのある地上貯蔵タンクについては、液体の危険物を移送する配管とタンクとの結合部分の直近に、非常の場合直ちに閉鎖し、危険物が漏れることを防ぐことができる弁（逆止弁等を含む）を設けること。

以 上